

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所5号機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料油漏えいに係る面談

2. 日時：令和6年1月23日（火） 18：00～18：20

3. 場所：原子力規制庁3階会議室及びテレビ会議システム

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

木原室長補佐

原子力規制部検査グループ 実用炉監視部門

浅野上席監視指導官、大山原子力運転検査官補

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

本社 原子力運営管理部 担当者5名

柏崎刈羽原子力発電所 第二運転管理部 担当者1名

5. 要旨

○ 東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所5号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料油漏えいに対する「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）」の解釈の適用について、資料に基づき説明があった。

○ 原子力規制庁から、当該発電機のこれまでの点検状況及び今回の燃料油の漏えいが生じた定例試験の時系列を確認するとともに、資料の内容について承知した旨回答した。

6. 配付資料

・ 柏崎刈羽原子力発電所5号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料油漏えい不具合の法令の扱いについて